



質問

宅配ボックスが設置されていないマンションで、置き配を認めるための規定を検討している。置き配に関する規定を制定する場合、配達員によるオートロック解錠、開放廊下での配達物の保管等の方法について、どのような点に留意すれば良いか。



回答

標準管理規約第18条（使用細則）関係コメント①において、「置き配を認める際のルール等敷地、共用部分の使用方法や対価等に関する事項等」は、使用細則で定めることが考えられる事項とあり、④では「宅配ボックスが無い場合等、例外的に共用部分への置き配を認める場合には、長時間の放置や大量・乱雑な放置等により避難の支障とならないよう留意する必要がある。」としている。

また、令和6年6月7日に国土交通省から公表された「置き配に関する使用細則を定める際のポイント」では、次の内容が挙げられている。

- ・置き配サービスを活用して宅配物を配達させることができる時間帯、宅配物及び宅配物を収納・保管するものを置くことが可能な場所等について具体的に定められていること。
- ・宅配物等を所定の場所に留め置くことができる期間等について具体的に定められていること。
- ・置き配サービスを利用できない宅配物が具体的に定められていること。
- ・使用細則に定めるルールに違反する場合の対応について具体的に定められていること。
- ・置き配サービスの依頼及び宅配物等の管理に関する責任の所在が定められていること。
- ・消防法に基づき、廊下、階段、避難口等に避難上の支障となるような状態での宅配物の放置を禁止していること。

※消防法（昭和23年法律第186号）に基づき、廊下、階段、避難口等に避難上の支障となるような状態での宅配物の放置は禁止されている。

※当該規定の適否については、個別の廊下、階段等の幅や形状等に応じて判断することになるが、例えば、宅配物などで避難の支障とならない少量又は小規模の私物を暫定的に置く場合は、当該規定に抵触するものではないと一般的に考えられる。

以上のポイントを踏まえ、使用細則を定めることが考えられる。

<ご利用上の注意>

○本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。

○本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。

個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。

○本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。